

第一回國會 衆議院 労働委員会 議 録 第八号

昭和二十二年八月十五日(金曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 加藤十君

理事山下 榮二君 理事川崎 秀二君

理事橋 直治君 理事原 宿君

理事相馬 助治君

荒畑 勝三君 菊川 忠雄君

島上善五郎君 館 俊三君

土井 直作君 前田 種男君

天野 久君 山下 春江君

小澤佐重喜君 古島 義英君

吉川 久衛君 河野 金昇君

出席國務大臣

國務大臣 米澤 滿亮君

出席府委員

厚生事務官 上山 顯君

八月十三日

職業安定法案(内閣提出)(第三六號)の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

職業安定法案(内閣提出)(第三六號)

○加藤委員長 これより會議を開きます。

職業安定法案を議題として、まず提案理由を政府當局から聴くことにいたします。米澤國務大臣。

職業安定法案

職業安定法目次

第一章 總則

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

第一類第八号

労働委員會會議錄 第八号 昭和二十二年八月十五日

第二節 職業紹介

第三節 職業指導

第四節 職業補導

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

第二節 労働者の募集

第三節 労働者供給事業

第四章 雜則

第五章 罰則

附則

職業安定法

第一章 總則

(法律の目的)

第一條 この法律は、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が、關係行政廳又は關係團體の協力を得て、各人に、その有する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を圖るとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とする。

(職業選擇の自由)

第二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選擇することができる。

(均等待遇)

第三條 何人も、人種、國籍、信條、性別、社會的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業補導等について、差別的取扱を

受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(政府の行う業務)

第四條 政府は、第一條の目的を達成するために、左の業務を行う。

一 國民の労働力の需要供給の適正な調整を圖ること及び國民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計畫を樹立すること。

二 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三 求職者に對し、迅速に、その能力に適當な職業に就くことをあつて旋すること。

四 求職者に對し、必要な職業指導又は職業補導を行うこと。

五 労働力の需要供給に關する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六 個人、團體、學校又は關係行政廳の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を圖ること。

七 失業保險法の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介、職業指導又は職業補導を行い、失業保險制度の健全な運用を圖ること。

(定義)

第五條 この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用關係の成立を、あつて旋することを行う。

この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に對し、その者に適當な職業の選擇を容易にさせ、及びその職業に對する適應性を大ならしめるために必要な實習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。

この法律で職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に對し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。

この法律で労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人をして、労働者となろうとする者に對し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で労働者供給とは、供給契約に基いて労働者を他人に使用させることをいう。

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

(職業安定局及び職業安定事務所)

第六條 労働省職業安定局長は労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關する事項について、職業安定事務所長及び都道府縣知事

を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に關する基準の制定、重要産業に對する労働者募集計畫の樹立及び實施、失業對策の企畫及び實施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圖の決定、職業指導及び職業補導に關する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

労働大臣は、必要があると認めるときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府縣にわたる業務の連絡に當らせ、又は公共職業安定所關係の事務に従事する都道府縣の職員に對し、その技術に關する事務について、適當な指示若しくは助言をさせることができる。

(都道府縣知事の權限)

第七條 都道府縣知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務を掌り、所屬の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保險その他この法律の目的を達成するため必要な事項を行はせるために、無料で、公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、労働大臣の

管理に属する。

公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名稱、管轄區域及び事務取扱の範圍は、労働大臣がこれを定め、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、政令でこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九條 公共職業安定所その他の職業安定機關の行う業務を効果あらしめるために、國、都道府県又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は經驗を有する者でなければならない。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機關に通ずる一定の基準によつて、勤続年数の計算及び補職、給與その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機關以外の機關の職に轉じさせることはないものとする。

第一項に規定する國の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府県知事の内申に基いて、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府県知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十條 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。

前項の連絡委員は、都道府県知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡委員について必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一條 市町村長(特別区の區長を含む以下同じ)は、公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職の申込について、これを公共職業安定所に取り次ぐこと。

二 求人者又は求職者の身元等の調査に關し公共職業安定所から照會があつた場合これを調査すること。

三 公共職業安定所からの求人又は求職に關する通報についてこれを周知すること。

(職業安定委員會)

第十二條 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に關する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員會、道都府縣職業安定委員會及び特別地區職業安定委員會を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員會の外、關係都道府県知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府県内の一部を管轄區域とする地區職業安定委員會を置くことができる。

中央職業安定委員會は、労働大臣の諮問に、特別地區職業安定委員會は労働大臣又は關係都道府県

知事の諮問に、都道府県及び地區職業安定委員會は、關係都道府県知事の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ、關係行政廳に建議することができる。

公共職業安定所長は、關係がある特別地區職業安定委員會及び地區職業安定委員會に對し、意見を求めることができる。

職業安定委員會は、労働者を代表する者、雇用手を代表する者及び公益を代表する者でこれを組織する。

労働者を代表する者及び雇用手を代表する者は、各、同数とする。

中央職業安定委員會の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府県職業安定委員會、特別地區職業安定委員會及び地區職業安定委員會の委員は、關係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府県職業安定委員會、特別地區職業安定委員會及び地區職業安定委員會は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員會は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員會は、必要があると認めるときは、その業務に關する事項について、關係行政廳に報告を求めることができる。

前各項に定めるものの外、職業安定委員會について必要な事項は、政令でこれを定める。

(業務報告の様式)

第十三條 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所が、この法

律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府県及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に關する調査)

第十四條 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所の労働力の需供給に關する調査報告により、雇用及び失業の状況に關する資料を集めその研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需供給の調整を圖り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び産業に對する奉仕)

第十五條 職業安定局長は、労働者の募集、選考、配置轉換等に關する問題の處理について、雇用手が指導を求められた場合において、職業に關する調査の結果に基いて、その處理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て産業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

第二節 職業紹介

(求人者の申込)

第十六條 公共職業安定所は、いかなる求人者の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働條件が、通常の労働條件と比べて、著しく不

適當であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に對し、その求人者、労働條件その他求人者の條件について、指導することができる。

(求職者の申込)

第十七條 公共職業安定所は、いかなる求職者の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求職者に對し、その就職先、労働條件、就職地その他求職の條件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(労働條件等の明示)

第十八條 求人者は、求人者の申込に當り、公共職業安定所に對し、公共職業安定所は、紹介に當り、求職者に對し、その従事すべき業務の内容及び賃金労働時間その他の労働條件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九條 公共職業安定所は、求職者をその能力に適合する職業に紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所は、求職者に對し、できるだけその住所又は居所

の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄區域内において、求人者の希望する求職者又は求人数を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に関する手続については必要な事項は、命令でこれを定める。

(争議行為に対する不介入)

第二十條 公共職業安定所は、争議行為における中立の立場を維持するため、現に争議行為が発生していることが明らか業務の部門又は争議行為の発生する處があることが明らかな業務の部門に、求職者を紹介してはならない。

公共職業安定所は、その紹介する業務の部門が、前項に規定する部門以外のものである場合においては、争議行為発生中であつても、その部門に求職者をあつ旋することとができる。この場合において、公共職業安定所は、求職者に対して、紹介先に争議行為が発生している旨を文書によつて通告しなければならない。

(施行規定)

第二十一條 職業紹介の手續その他職業紹介に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 職業指導

第二十二條 公共職業安定所は、身

體に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて、特別の指導を加えることを必要とする者に對し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十三條 公共職業安定所は、必要があるとき認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

(學校に對する協力)

第二十四條 公共職業安定所は、學校を卒業する者に對し學校の行う職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定)

第二十五條 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第二十六條 職業補導は、勞働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業種目について行わなければならない。身體に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導の設置)

第二十七條 都道府縣知事は、前條の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

労働大臣は、都道府縣において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、當該都道府縣知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

(補助金等)

第二十八條 政府は、都道府縣知事が設置する職業補導施設の經營に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に對して、手當を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等)

第二十九條 労働大臣は、公共團體その他の者の行う職業補導事業に關し、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間に關し必要な基準を定め、教科書の編さん、設備又は資材の確保その他職業補導所の經營に關し必要な事項について、これを援助しなければならない。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行わなければならない。

(都道府縣知事の行政援助)

第三十條 都道府縣知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計畫を實施しようとするときは、これに對し、必要な技術につき、援助をしなければならない。

(施行規定)

第三十一條 前五條に定めるものの

外、職業補導事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

(有料、營利職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料又は營利を目的として職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、豫め中央職業安定委員會に諮問しなければならない。

有料又は營利を目的として職業紹介事業を行う者は、労働大臣の許可を受けた金額を超える手数料その他の報償金を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請の手續その他有料又は營利を目的として行う職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三條 無料の職業紹介事業を行わうとする者は、労働大臣の許可を受けなければならない。労働大臣が前項の許可をなすには、豫め中央職業安定委員會に諮問しなければならない。

第一項の許可の有効期間は、二年とする。

第一項の許可の申請手續その他無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(帳簿書類の作成等)

第三十四條 第十六條から第十八條までの規定は、政府以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。

前二條の規定によつて職業紹介事業を行う者は、その業務に關して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

第二節 労働者の募集

(文書による募集)

第三十五條 新聞紙、雜誌その他の刊行物に掲載する廣告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集は、自由にこれを行うことができる。但し、通常通勤することができない地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合には、募集を行う者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならない。

(文書以外の方法による募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、前條に規定する方法以外方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集せようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができない地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委託募集)

第三十七條 労働者を雇用しようとする者か、その被用者以外の者を

して労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を與えようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

(募集の制限)

第三十八條 公共職業安定所長は、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十五條の規定による募集に關し、募集地域又は募集時期について、文書による理由を附して制限することができる。

労働大臣は、前二條の規定によつて労働者の募集を許可する場合においては、労働者の募集を行わうとする者に對し、募集地域、募集人員その他募集方法に關し必要な指示をなすことができる。

(募集地域の原則)

第三十九條 労働者の募集を行わうとする者は、通常通勤することが出来る地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するよう努めなければならない。

(報償受領の禁止)

第四十條 募集を行ふ者又は第三十六條若しくは第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者は、募集に應じた労働者から、第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、その募集に關し、いかなる名義でも、財物又は

利益を受けてはならない。

(財物等の給與の禁止)

第四十一條 労働者の募集を行ふ者は、第三十六條又は第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者に對し、前條第二項の規定によつて労働大臣の許可を受けた報償金又は賞費併償その他被用者に支給する賃金若しくは給料及びこれらに準ずるものを除いては、財物又は利益を與えてはならない。

(労働条件等の明示、争議行為に對する不介入)
第四十二條 第十八條及び第二十條の規定は、労働者の募集について、これを準用する。

(施行規定)
第四十三條 労働者の募集に關する許可の申請手續その他労働者の募集に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 労働者供給事業
(労働者供給事業の禁止)
第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行つてはならない。

(労働者供給事業の許可)
第四十五條 労働者供給法による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行ふことができる。

(労働条件等の明示、争議行為に對する不介入)
第四十六條 第十八條及び第二十條の規定は、前條の労働組合の行ふ労働者供給事業について、これを準用する。

(施行規定)

第四十七條 労働者供給事業に關する許可の申請手續その他労働者供給事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 雜則

(報告の請求)

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に關し必要な報告をさせることができる。

(検査)

第四十九條 行政廳は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行ふ者に對し、事業又は業務に關する報告をさせ、當該官吏をして、その事業所又は事務所を臨検し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項に規定する検査を行う場合において、當該官吏は、その身分を證明する證據を携帯しなければならない。

(事業の停止又は許可の取消)

第五十條 労働大臣は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行ふ者が、法令若しくはこれに基く行政廳の處分に違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(秘密の保守)

第五十一條 公共職業安定所の業務又は該府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に關して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用主の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしはならない。但し、職業安定局長の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

(職員の教養訓練)
第五十二條 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業補導その他この法律の施行に關する事務に従事する職員を教養し、及びその訓練を行ふため、計畫を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

(官廳間の連絡)
第五十三條 政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に關する調査又は労働者の募集について、關係官廳の事務の調整を圖り、及び國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡委員會を設置することができる。

(雇入方法等の指導)
第五十四條 労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させることによつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

(費用の支出)
第五十五條 政府は、公共職業安定所その他の職業安定機關がこの法律を施行するために必要な経費を支出しなければならない。

労働大臣は、前項の規定によつて都道府縣に配賦すべき同項の經費の配賦基準を定め、都道府縣知事の申請により、その基準に基いて、これを配賦しなければならない。

都道府縣知事又は市町村長は、この法律の規定によつて行ふその業務の改善向上を圖るため、前項の規定によつて配賦を受けた國の經費の外必要な経費を支出することができる。

(都道府縣知事に對する監督)
第五十六條 労働大臣は、都道府縣知事のした處分が、この法律若しくはこの法律の規定に基いてなした命令又はこれらに基いてなした處分に違反すると認むるときは、文書を以て、當該都道府縣知事にその旨を通告し、且つ、その文書を受領した後三十日以内に當該違反の事項を是正すべきことを命令しなければならない。その文書には、當該都道府縣知事の違反事項を明記しなければならない。

第五十七條 前條の命令を受けた都道府縣知事が、同條に規定する期間内に當該違反事項を是正しないときは、労働大臣は、當該都道府縣を管轄する高等裁判所に對し、當該都道府縣知事に違反事項の是正を命ずべきことを請求することができる。

労働大臣は、高等裁判所に對し、前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、これを當該都道府縣知事に通告するとも、該都道府縣知事に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

高等裁判所は、第一項の規定に

よる請求を受けたときは、審理の期日に當事者を呼び出さなければならぬ。審理の期日は、第二項の規定による請求を受けた日から、二十日以内とする。

高等裁判所は、労働大臣の請求が理由があると認めるときは、當該都道府縣知事に對し、二十日以内に當該違反事項を是正すべきことを命ずる旨の裁判をしなければならぬ。

第五十八條 都道府縣知事が、前條第四項の裁判に従い違反の事項を是正しないときは、労働大臣は、同條第一項の高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を求めるところができる。

労働大臣は、前項の確證の裁判があつた後、必要があると認めるときは、この法律の規定により、當該都道府縣内に設置された公共職業安定所その他の職業安定機關を直接に指導監督するとともに、所屬の官吏をして、都道府縣知事に代わつて、この法律の規定によりその行ふべき職務を行わせることができる。

前條第四項の裁判を受けた都道府縣知事は、同條第一項の高等裁判所に對し、當該裁判所に従い違反の事項を是正したことを證明して、前項の規定による労働大臣の権限を消滅させることを請求することができる。

第五十九條 前二條の規定による裁判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行

停止の效力を有しない。

前二條に規定する高等裁判所の審理及び裁判の手續は、最高裁判所がこれを定める。

第六十條 前三條に規定する手續については、労働大臣は、必要があるとき、司法大臣に協力及び援助を求めることができる。

(権限の委任)

第六十一條 この法律に規定する労働大臣の権限は、命令の定めるところによつて、これを行政廳に委任することができる。

第六十二條 この法律は、船員法第一條に規定する船員については、これを適用しない。

第五章 罰則

第六十三條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千萬圓以上三千萬圓以下の罰金に處する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不當に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規

定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは營利を目的として職業紹介事業を行つた者

二 第三十三條第一項の規定に違反した者

三 第三十六條又は第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第四十四條の規定に違反した者

五 第四十五條の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行つた者

第六十五條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第三十七條第二項の規定に違反した者

二 第三十八條の規定による制限又は指示に従わなかつた者

三 第四十條又は第四十一條の規定に違反した者

四 虚偽の廣告をなし、又は虚偽の條件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

五 労働條件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、又はこれに従事した者

第六十六條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第三十四條第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八條の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九條第一項の規定に違反して、故なく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、當該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては行為者を罰する外、當該法人の代表者又は人が普通の注意を拂へば、その違反行為を知ることができるときは、その法人の代表者又は人に對しても各本條の罰金を科する。

法人の代表者又は人が違反の計畫を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、當該法人の代表者又は人も行為者として、これを罰する。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から六十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

この法律施行の際、現に行政廳の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行つ者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

職業紹介法は、これを廢止する。

○米達國務大臣 職業安定法案を審議

せられるにあたりまして、本法案の提案理由を御説明申し上げます。本法案は六十六條にわたる相當長いものでございまして、この趣旨はきわめて簡単にございまして、終戦以來職業行政においても大きな轉換をいたしてまいりました。終戦まで職業行政は、一言にして申しますれば、労働の動員配置を目的として行われたものでございまして、現行の職業紹介法もまたこの精神によつて一貫されておるのでございまして、職業行政本来の目的は、國民に對しまして奉仕することとございまして、憲法の改正をみた今日、その憲法で定められました基本的人權の尊重が、今日實現されなければならぬのでございまして、從來の労働の統制配置を目的とした現在の現行法について職業紹介法をやめまして、新たに憲法の精神に則するところの法律を制定する必要があるものであります。これが本法案制定の趣旨でございまして、本法案の目的とするところは、その第一條に明記してあります通り、公共職業安定所その他の職業安定機關、これは各縣廳にあるところのものでございまして、それらが憲法第二十二條の職業を選挙する自由の趣旨を尊重して、各人がもつて能力に適當な職業につく機会を與えることによつて職業に必要なる労働力を充足して、もつて職業の安定をはかることと、經濟の興隆に寄與するということにあるのでございまして、再建途上にあるわが國において、われわれのまず努むべきところは、國民のもつその豊富なる労働力を有効に發揮することとございまして、國家再建に必要な産業労働力を充足し、各人についてその職業の安定を得

させると同時に、國家の經濟を興隆せしめることが現下最も必要であるのでございまして、本法制定の趣旨とするところもまた、右の目的を實現することにあるのであります。本来職業行政は、全國にわたる労働力の需要供給による人の流れを基調として行われるべき性質でございしますから、ここに他の一般行政とは違つたところの行政組織及び人事の取扱ひが必要となつてくるのでございします。

まずその組織の方面について申し上げますが、職業行政の組織は全國にわたる労働力の需要供給の適正な調整をはかるために、中央から第一線機關に至るまで、全國を一貫した系統で運営することを理想とするものでございします。一方地方自治の本旨を尊重し、都道府縣知事に對しまして公共職業安定所の業務の指揮監督を司らしめたこととでございします。しかしこれに伴つて都道府縣知事が、この法律の規定によつてその行ふべき職務に違反した場合におきましては、労働大臣はその都道府縣知事に是正する命令を發し、またその都道府縣知事がこの命令に従わな

うな措置を講じたのでございします。先ほども申し上げましたように、職業行政は全國の人の流れを基調として行われるべきものでありますから、労働大臣が労働力の需要供給の状況に應じ、二つ以上の都道府縣にわたる業務の連絡にあたせるため、または都道府縣の職員に對する技術指導を行うために必要があるとき、重要産業地区に本省の出張所として職業安定事務所を設置することができるといたしました。また職業行政の民主的運営をはかるために、公共職業安定所の業務の補助機關として、市町村との連絡にあたるべき連絡員を設けると同時に、中央、都道府縣及び特別地區に労働者、雇主、及び公益を代表するもので組織する職業安定委員会を設置いたしまして、必要があるときは地區にこれを設置することができるとして、もつて公共職業安定所の業務、その他この法律の施行に關する重要事項を審議せしめるといたしました。

公共職業安定所の行ふ職業紹介に關しましては、求人、求職の申込みの取扱い、紹介の原則、争議行為に對する不介入等について規定をいたしました。職業指導については、その原則及び職業の適性検査の實施に關しまして規定を設け、また職業補導については都道府縣知事が主體になりまして、これを行ふことを原則と定めたほかに、都道府縣知事に對する労働大臣の援助の義務について規定を設けたのであります。

前より、あるいはこれを禁止、あるいは嚴重な制限を加えておるのでございします。が、本法案におきましては、新憲法の趣旨に基きまして、個人活動の自由を尊重し、弊害のない限り廣く職業紹介事業、労働者の募集活動を認めると同時に、弊害あるものに對しては從來よりも罰則を強化したのでございします。これは労働者の保護をはからうとする趣旨にほかならないのでございします。が、同様の趣旨によつて本法案は、他人の勤務の上に存立する労働者供給事業を禁止しようとするものでございします。すなわち本法案の規定によつて認められる労働組合法による労働組合が労働大臣の許可を受けて行ふもののほか、從來多く行われてきた労働者供給事業は、中間搾取を行い、労働者に不當な壓迫を加ふる例が少くないのに鑑みまして、労働の民主化の精神から、全面的にこれを禁止しようとするものであります。

本法案の規定に違反した者に對する罰則につきましては、労働者に對する保護の見地から検討を加えて必要なものについては懲罰を科するとともに、違反行為をした者が法人または人のために行った代理人、被用人等である場合におきまして、その輕過失及び重過失の場合について罰則を設けてあるものでございします。最後に、本法案の規定によつて禁止される有利益の職業紹介事業及び労働者供給事業につきましては、附則において三箇月の猶豫期間をおくことといたしました。

十二條の趣旨に基きまして個人の基本権を尊重し、労働者の保護をはかることによつて、現在の状況に即應した労働の民主化を促進しようとするものであるものであります。以上職業安定法制定の趣旨及びその内容の大綱について御説明申し上げたのでございします。が、何とぞ御審議の上、時局に鑑みまして、速やかに可決あらんことをお願い申し上げます。次で逐條的に主要な個所について職業安定局長の説明を求めるといたします。

○加藤委員長 次いで逐條的に主要な個所について職業安定局長の説明を求めるといたします。

○上山政府委員 職業安定法の趣旨なり大體の構想につきましては、ただいま米窪國務大臣から提案理由として御説明いたしました通りでございします。なおそれを敷衍いたしまして、おもな事項につきまして御説明いたしたいと思ひます。

まず第一章總則からでございします。第一條に法律の目的が謳つてございします。これはただいまの提案理由の説明にもありましたが、今までのような行政、特に戦時中は勞務の充足という方から見方から運営されておりました。きりがあるのに對しまして、新しい職業安定法におきましては、先刻來御説明いたした通り、新憲法の精神に副しまして、ここにも現れておりますように、各人にその有する能力に適當な職業につく機会を與へることを本旨といたしまして、それによつて職業の安定をはかつて經濟の興隆に寄與いたしたいものでございします。

ては、憲法に書いてありますことをもう一度繰返したわけでございします。

第三條には均等待遇のことがございまして、これは同じ趣旨が労働基準法等にも規定されている通りでございします。

第四條は、政府の行います仕事を後の各條にもたいいて出てまいります。が、要約して規定した次第であります。

第五條は定義でございまして、特に御説明することはないと思ひます。

第二章は、政府の行います職業紹介、職業指導及び職業補導というふうなものについて規定をいたした次第でございします。最初に行政機構がございします。これにつきましてはただいま大臣からも御説明申しましたように、職業行政というのは人の流れを把握いたした行政でございまして、この人の流れというのは、府縣というふうな地方的な行政區畫にはかかわらないわけとでございまして、どういたしまして

も全國的な見地からの運営が必要でございします。しかし一面地方行政と關連いたす面もいろいろございします。ので、全國的な行政機構を一方こしらえながら、地方長官の權限を認めまして、二つの要求の間の調整をはかりたい、かように考へているわけであります。

第八條の公共職業安定所は、ただいまもこのうち名前が四月以來發足いたしておりました。これは労働大臣が管理をいたすことになつております。しかしこれについては都道府縣知事の指揮監督を受けるということにいたしまして、地方行政との關連をつけておるようなわけであります。

第九條の職員の任用その他人事のこととでありますが、まず職業の安定機關

格について勞働大臣が定め得るということにいたしてあります。それからなるたけこういう専門的な經驗を生かしまして、同じ仕事に長く携わらされたいわけであります。もつとも新たによつてから人がはいることもござりまするじまた適當でない人をやめさせましたり、本人の希望に基づきましてほかの行政の面へ動く人もあるわけでありまして、この第二項にござりまするやうに、

本人の意に反しまして、職業安定以外の機關の職に轉出をさせることはしないといふことにいたしました。經驗をもつて仕事をやつております者が轉々と仕事のかわるというような從來とかくございました弊害をためてまいりたいといふ考えでございます。

第三項に職員の仕事の任命のことがござい
ますが、ただいま安定所の職員は厚生
事務官ということになつておりまして、
三級官も三級官も全部厚生省の方が握
つてゐるわけでございます。ところが新
しい法律におきましては、二級官の方は
本省が握ることになつたのでござい
ます。三級官につきましては、地方長官
に任して任命をしてもらう。ただしこ
れについての基準等は本省でいろいろ
きめますことになったつもりでありま
す。それから職業課なり職業安定課な
いう名前前で、都道府県廳に職業安定の
職員がいるわけでございます。これは
現在は地方事務官ということになつて
おりまして、内務省系統でこの人事を
押さへてゐるということになつてゐる
わけでございますが、新しい法律では、
都道府縣における者につきましても、二
級官は労働省の本省で押さへる。三級官は

なお第九條にございます職員の使用人事のことにつきましては、ただいまの公務員全般の制度とは若干違つた點があるわけでございまして、近く公務員法が制定されるように承知いたしてゐるのであります。が、もしも將來公務員法が制定されました場合には、この第九條の規定の件はそれによつて制定されますというところになる見込みでございます。

第十條は、公共職業安定所の業務を補助させるための連絡員のことを規定しております。

第十一條は、市町村長に公共職業安定所の大體補助的な仕事等をやらせることにいたしております。

第十二條に職業安定委員會の規定が

でございます。これは職業行政につきま
して關係者の意見を十分尊重して運営
してまいりたいという趣旨から、中央
地方に四つの段階の委員會を設けるこ
とにいたしております。そうしてこれら
は労働者と代表する側、雇主と

ような種類のものにつぎましては、
 代表する者をおの／＼同数入れること
 にしておりまして、これに公益を代表
 する者を加えて組織をいたすというこ
 とになつております。職業安定行政公

に最も利害關係の多い労働者なり庶民
主の意向を十分に反映する必要がある
ますので、そういう規定を加えてい
わけてございますが、なお實際の運用
にあたりまして、そういう點に十八
注意いたしましたして、關係業者の意向
反映して運用したいという考え
でございます。

次に第二節、職業紹介に移りたい。

第十六條、第十七條、第十八條の邊
は特に御説明するようなことはござい
ません。

第十九條に職業の紹介の原則という規定がございます。これの二項に「公共職業安定所は、求職者に對し、できるだけその住所又は居所の變更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならぬ」という規定がございます。それから後の方になりますが、第三十九條に募集地域の原則という規

定がございます。これはまた募集の方の見地から、労働者の募集を行おうとする者は、通常通勤することができるところから、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から労働者を募集するように努めなければならぬ」という規定がございます。

それで今後の職業行政の紹介なり募集のやり方といたしましては、なるだけは運動地から通えるようなところに紹介もし、またそういうところから募集をするようにいたしてまいりたいと存じます。従いまして将来工場を建設いたします場合には、今までももちろん勞務者募集のことは考慮に入れます。工場立地ということが考えられておつたと思うのでございますが、今す

で以上に勞働事情を重く見まして、工場立地がなされなければならないと考えております。これはむしろ私見に上たるかと存じますが、單に職業行政立場から見て、そういうことが望ましいだけでございませす、廣く國土計畫の進まなければならぬのではないかと存じております。しかし現状におき

當選方から勞働者を募集しなければならぬという事態も生ずると思つております。従いまして第十九條なり、また第三十九條の運用にあたりましては、特に經過の場合、十分實情に即したた運用がされなければならぬということをは考えておりますが、大きな方向としてはしましては、なるたけ通勤地から募集するよう、また通勤地の工場を紹介

第でございます。それから第二十條の
爭議行爲に對する不介入という見地か
らいたしまして、現に爭議行爲が發生
していることが明らかな業務の部門、
または紹介をいたして新たに人がはい
りましたために、爭議行爲が發生する
おそれがあることが明らかな場合にお

きましては、求職者と紹介してはならないという規定がございます。これほど近く提案になりますと豫定の失業保険法の方に關係するのでございまして、失業保険法等におきましては、職業安定所の紹介した業務を、正當の理由なくして拒んだ場合には、給付の制限を受けるというような規定がございます。その場合、この労働争議のあります市場に紹介された場合には、正當な理由

として就職を拒み得るかどうかといふ問題がございますが、その點は安定の方で、はつきりさういふ紹介をしはならないという規定がありますで、特に失業保険法等においては、この規定は設けておりません。

それから第三節に職業指導の規定ございますが、特に御説明の必要はいかと存じます。

以上が第二章でございますが、第三章といしまして、政府以外のものの行ふ職業紹介、労働者の募集及び労働者の供給事業のことが規定してございませう。それで一般民間の行いますこれらの事業につきましては、大臣から説明いたしましたように、一方で、弊害がないと認められますようなもののについては、今までよりも自由に相當いろ／＼のことを認めることにい

たしております反面、弊害があると認められますようなものについては、臨時禁止をするというような考え方で立案されております。第三十二條の有料營利職業紹介事業でございますが、これはたゞいま法律では、國際労働條約等にも、原則として職業紹介事業は無料だといふ建前になっております。

で、有料営利のものはい認めない方針になつておるのでございます。しかるに、國際勞働會議におきましても、特殊の營業務につきましては、その後の會議におきまして、特に一定の基準のもとに有料営利紹介を認めてもよいといふやうなことにきまつてゐるやうなわけでございます。それでこの第三十二條はそれらのことを考えあわせまして、特に弊害がなからう。そうしてこゝに

制度を認めることが、非常に便宜だ
うと認められます。そのようなものにつ
て、例外的に有料営利の職業紹介事
を認めることにいたしましたわけでござ
います。すなわちここにございますよ
に、美術音楽、演藝というような、
殊の技術を必要としますようなもの
で、一般の職業安定機關では必ずし
紹介に適當でない。そういうものに

きまして、たとえば関係團體が職業紹介の仕事をやりたいという場合については、特に認めたいという趣旨でございますが、ただこれにつきましましては、労働大臣が中央職業安定委員会に諮問をいたしまして許可をするというふうな、非常に丁寧な手続をとることにいたしております。なお許可の有効期間をいたしまして、一年間というふうなことでございまして、弊害が起るようであれば、いつでもやめさせることができるようにいたしたいと考えております。

それから第三十三條に無料職業紹介事業がございまして、これにつきましても、労働大臣の許可を受けまして認めることに相なっております。但しこれについても、職業安定委員会に諮問いたしまして、また有効期間は二年間というふうな制限を設けまして、十分監督をいたしたいつもりでございます。

それから第三十五條以下に労働者募集のことがございまして、文書による募集等につきましては、ただいまは許可主義でございまして、自由に行うことができるようにいたしまして、いろいろものにつきましましては、大いに自由を認めていたわけでございます。但しその場合にも一定の制限ができますようなことが第三十八條に規定してございまして、それから文書以外の方法によります募集につきましましては、大體だいたいの職業紹介法に基いての省令に似たり方でございますが、若干實情に即して改めたような點もございまして、それから第三十九條の募集地域の原則につきましましては、先刻御説明いたしました通りでございます。

次に第四十四條以下に労働者供給事業

業について規定がございまして、これはただいまの大臣の説明にもございまして、いろいろ弊害を起しやうい仕事でございまして、原則的には全面的に禁止をいたしておるわけでございます。ただ関係者が自主的な組合をつくりましてやつてまいりたいという場合には、労働大臣の許可を受けさせ

まして、弊害がないと認めました場合には、無料の労働者供給事業を認めたいつもりでございます。これはたとえば、家政婦なんかも労働者供給事業ということになつてゐるわけでございますが、ただいまのように、營業的にやります家政婦會というふうなものは認められないことになつてゐます。しかし現在家政婦であつた人たちが集まりまして、組合組織でやつてまいりたいというふうな場合には、労働者供給事業ということにはなりません。特に労働大臣の許可を受けて認めていこう、という考えでございまして、なおこの労働者供給事業が廢止されましても、ただいま関係者が相當おられて、現にこういう仕事をやつておる際でございますので若干影響は考えられるのでござい

ますが、私たちが對策をいたしましては、一つはただいま申しました労働組合法による組合をつくつてやる場合を認めております。

第二は、職業安定機關の充實、活動の促進により、今まで労働者供給事業をやつておる者が果しておりました機能を職業安定機關に果させたいつもりでございます。これは現に進駐軍關係の勞務については、労働者供給事業といふのは認められていないのでございまして、現在職業安定機關がこの仕事を果しておるわけでございますが、今

後は進駐軍關係以外の仕事についても一層安定機關の活動をほかり、これらの機能を果してまいりたい考えであります。

それからもう一つ、請負業者が労働者を使いまして、自分の企業計算でいろいろな請負事業を営むことは禁止されてないわけでございます。もつともこの請負事業についてもいろいろの問題がございまして、これの改善等につきましましては關係方面といろ／＼研究もいたしておるわけでございまして、そういふ弊害がない限りにおきましては、請負事業そのものは禁止されておるわけではないのでございまして。

それから第四章に雜則をいたしまして、いろいろの規定がございまして、そのうち特に御説明を要するかと思ひますのは、五十六條以下にございまして都道府縣知事に對する監督に關する事項でございまして、これは都道府縣知事のやりました處分がその法律なり、またはこの法律の規定に基いて發する命令、またはこれらに基いてなす處分に違反いたしました場合に、これが是正方につきまして規定をいたしておるのでございまして、まず都道府縣知事に對して是正すべきことを命令するといふことをいたしまして、知事がその命令を是正いたしません場合には、高等裁判所に對しまして、知事に對して違反事項の是正を命じてもらいたいといふことを、請求することができるといふ規定を設けておるのでございまして、それでこの場合高等裁判所に請求するのでございまして、こゝういふ行政の仕事は高等裁判所にもつていくのはおかしいではないかといふような、あるいは御疑念をおもちではないかと存じま

す。御承知のようにただいままでは、こゝういふようなことは行政裁判所でやつておつたわけでございますが、新しい憲法では特に行政裁判所といふものがございまして、普通の裁判所におきまして行政關係のこともやることになつております。従いましてこゝういふような仕事は、今まで行政裁判所がつておりましたような機能を裁判所がやる、そゝういふ趣旨でこの仕事を裁判所がやつてくれるわけでございます。なお裁判所法におきましては、他の法律で定めるところによつてこゝういふ権限をもち得るような規定になつております。

時間の關係もございまして飛ばした規定もございまして、特に問題がございまして、すなわち今も立つた規定につきましての御説明は以上の通りであります。

○加藤委員長 本日はただいま國務大臣並びに政府委員から提案の理由を述べられ、あるいは若干の説明が加えられましたが、質疑並びに意見の開陳は次會からいたすことにいたしまして、次會は來週の火曜日午前十時から開會いたします。暑いときで非常に御苦勞でございますが、各委員諸君の御出席を特別お願いしておきます。自由黨の方もどうぞお傳へくださるようお願いいたします。それからなお質疑の順序等につきましては、後に理事會を開いて、そこできめたいと思ひます。本日はこれをもちて散會いたします。

午前十一時四十六分散會